

JFA トレセン認定制度

(拠点認定／指導者認定)

1. 目的

全国各地で実施されているトレセン活動の更なる質の向上を目指し、一定の基準を満たしたトレセンに対し JFA トレセン認定（以下「認定」という。）を付与することにより、管轄するサッカー協会による漏れのない選手の発掘・育成、認定された指導者を通じてのレベルの底上げと JFA の方向性・指針の発信、プレー環境の安心安全を高めることを目的とする。

2. 定義

次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ① 「トレセン」とは、「トレセン制度：ナショナルトレーニングセンター制度」を特定のエリアで実施している活動であり、前号に掲げる目的を達成するための具体として、将来日本代表選手となる可能性のある人材を発掘し、良い環境、良い指導を与えることである。
- ② 「認定」とは、都道府県サッカー協会もしくは地域サッカー協会より申請のあったトレセン活動（以下「拠点」という）や指導者が以下に定めた認定基準を満たし、管轄する上位サッカー協会の技術委員会が認めた場合をいう。

3. トレセン拠点認定

(1) 対象

管轄するサッカー協会の管理下のもと実施されているトレセンを認定の対象とする。

(2) 基準

- ① 上位トレセン（ブロック／地区＜都道府県＜地域＜ナショナル）へ選手が選考される仕組みがあること。
- ② 認定された指導者（チーフコーチ及びコーチ・GK コーチ）が選手選考に関わり、直接指導していること。
- ③ 指導するスタッフが JFA の定めるステージ毎の「指導者ライセンス対象基準」を満たしていること。
- ④ 選手数と指導者数が適性であること。
 - ・U-12 : 選手 10 名に対し、指導者 1 名以上配置。
※追加で GK コーチがつくことが望ましい
 - ・U-14 : 選手 16 名に対し、指導者 1 名以上、GK コーチ 1 名が必須。
 - ・U-16/U-17 : 選手 22 名に対し、指導者 1 名以上、GK コーチ 1 名が必須。
- ⑤ 活動における「安全・安心対策」が施されていること。
(※別紙「JFA 安全・安心対策について*1」)
- ⑥ 活動計画・活動報告を管轄するサッカー協会が管理していること。

4. トレセン指導者認定

(1) 対象

主催するサッカー協会の管理下のもと実施されているトレセンの指導者を認定の対象とする。

(2) 基準

- ① JFA 公認指導者ライセンスの保有者であり、JFA の指導指針（※別冊「JFA 指導指針*2」）を理解し伝達できる者。
- ② 管轄するサッカー協会の技術委員会が下記の条件を満たす者を認定する。
 - ・各都道府県サッカー協会の推薦を受け、指定したトレセンコーチ研修会を受講できる者。
 - ・将来性のある選手を発掘、育成する観点で選手選考できる者。
 - ・JFA 安全・安心対策の下、適切に指導ができる者。
 - ・所属の都道府県サッカー協会と連携を取り、運営・実行できる者。

※トレセンの指導者として認定された者は、20 ポイントの指導ポイントが付与される。

5. JFA トレセン指導者／ライセンス対象基準

JFA トレセン認定事業の現場に関わるスタッフは、下記の指導者ライセンスを保有すること

JFA トレセン認定制度 ライセンス対象基準

区分	対象	指導者	カテゴリー				内容	申請・報告	管轄(承認)	現状の対象事業
			U-12	U-14	U-16	U-17				
ステージ 1	ナショナルトレセン	チーフコーチ	A 級 A 級 U-12	A 級 A 級 U-15	A 級	A 級	JFA が主体的に実施 対象:全国		JFA	・ナショナルトレセン U-14(前・後期) ・フットボール フューチャープ ログラム
		コーチ	A 級 A 級 U-12	A 級 A 級 U-15	A 級	A 級				
		GK コーチ	GK-B	GK-B 級 (2020 年には GK-A 級)	GK-B 級 (2020 年には GK-A 級)	GK-B 級 (2020 年には GK-A 級)				
ステージ 2	地域トレセン	チーフコーチ	A 級 A 級 U-12	A 級 A 級 U-15	A 級	A 級	地域協会が主体的に実施 対象:9 地域	地域 FA	JFA	・ナショナル トレセン U-12 ・地域トレーニング キャンプ U-17
		コーチ	B 級 (2020 年には A 級、A 級 U-12)	B 級 (2020 年には A 級、A 級 U-15)	A 級	A 級				
		GK コーチ	GK-C 級	GK-C 級 (2020 年には GK-B 級)	GK-C 級 (2020 年には GK-B 級)	GK-C 級 (2020 年には GK-B 級)				
ステージ 3	都道府県トレセン	チーフコーチ	B 級 (2020 年には A 級、A 級 U-12)	B 級 (2020 年には A 級、A 級 U-15)	A 級	A 級	都道府県協会もしくは、 Jクラブが主体的に実施 対象:都道府県	都道府県 FA	地域 FA	・都道府県トレセン
		コーチ	C 級 (2020 年には B 級)	C 級 (2020 年には B 級)	B 級	B 級				
		GK コーチ	GK-C 級	GK-C 級	GK-C 級	GK-C 級				
ステージ 4	ブロック/地区トレセン	チーフコーチ	B 級	B 級	B 級	B 級	都道府県協会が主体的に実施 対象:都道府県下のブロック (市町村郡)	ブロック/ 地域担当	都道府県 FA	・ブロック トレセン ・地区トレセン
		コーチ	C 級 (2020 年には B 級)	C 級 (2020 年には B 級)	C 級 (2020 年には B 級)	C 級 (2020 年には B 級)				
		GK コーチ	C 級	C 級	C 級	C 級				

6. 申請

- ①ステージ4はブロック／地区トレセンから都道府県協会に申請を行う。
 - ②ステージ3は都道府県協会から地域協会に申請を行う。
 - ③ステージ2は地域協会からJFAに申請を行う。
-

7. 認定

- ① 上位サッカー協会技術委員会は、申請書をもとに審査を行い、認定基準に達していると認める時、これを認定する。
認定するか否かは、認定基準を満たしているもののうち、認定制度の目的を踏まえて、認定を行う上位サッカー協会の裁量により決定する。
申請が認定基準に適合しないと判断した場合は、その旨を通知し、必要に応じて指導スタッフへのヒアリング、活動視察を行う場合がある。
 - ② 地域トレセン及び都道府県トレセンは、当該地域及び都道府県に原則一箇所とする。
-

8. 認定後の履行義務

① 名称の統一

<拠点>

認定された拠点は『JFAトレセン／（地域 or 都道府県）』+『（個別名称）』を正式名称として統一し使用しなければならない。

（例：ステージ1 JFA ナショナルトレセン U-12）

（例：ステージ2 JFA トレセン関東 U-12）

（例：ステージ3 JFA トレセン東京 U-12）

（例：ステージ4 JFA トレセン東京 U-12 文京）

<指導者>

認定された指導者は『拠点名称』+『チーフコーチ or コーチ or GK コーチ』が使用できる。

（例：JFA トレセン東京 U-12 文京 チーフコーチ）

② スポンサー権利の履行

認定されたナショナルトレセン及び地域トレセン拠点は、JFA(JYD)に協賛企業、団体がある場合、それら関わるスポンサーの権利を履行する義務を迫る。

都道府県トレセン及びブロック・地区トレセンは、それぞれの判断において決定して良い。

③ 報告の義務

JFA 技術委員会は認定された拠点の適正な執行を期するため、管轄サッカー協会に対して認定された拠点の実施状況及び指導者の活動状況について報告を求めることができる。

9. 認定内容の変更

認定された拠点は、申請時の記載内容に変更が生じた場合は、管轄するサッカー協会に速やかに届け出なければならない。

10. 認定の取り消し

都道府県サッカー協会ないし日本サッカー協会（技術委員会）は認定された拠点が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- ①認定を受ける要件、資格を欠くに至ったとき
 - ②虚偽の申請により認定を受けたとき
 - ③活動の内容の開示を拒否したときまたは指示に従わなかったとき
 - ④前条に規定する報告、実地調査を正当な理由なく拒否し、指示に従わなかったとき
 - ⑤その他、制度の運用に重要な支障を来たす行為があったとき、又は制度の信用を失墜させる行為があったとき
-

11. 認定期間・更新

認定の有効期間は、認定を受けた日の翌々年度末（3月末）までとする。

申請者は、認定の有効期間終了後も引き続き認定を受けようとするときは、別に定める手続きにより、当該期間を更新することができる。

JFA 内での管轄

本制度の所管は本会技術部に置く。

住所 〒113-8311 東京都文京区サッカー通り JFAハウス

TEL 03-3830-1810 FAX 03-3830-1814

《 別 紙 》

JFAトレセン 安全・安心対策について

活動実施にあたり、選手の心身の健全育成に努め、拠点活動にあたること。そのための環境整備、安心・安全の確保、指導者関係者の知識の習得につとめること。

I. 環境整備

① 運営経費

- ・ 拠点の活動に必要な経費を参加者から徴収する場合は、費用内訳を開示し、過剰徴収がないこと
- ・ 経費の試算を行い、予算書を作成するとともに、収支管理を行うこと
- ・

II. 安全対策

① 予防・事前準備

- ・ 保険の加入…万一の事故やけがに備えての保障（保険への加入）がされていることが望ましい
- ・ AEDの設置、近隣の病院を把握…重度のけがや事故、緊急時の速やかな対応ができるよう準備。
- ・ 熱中症、脳震盪、低体温症等の予防と対応ができること。
- ・ 雷・地震対策…雷や地震などの自然現象に適切に対応できること。（避難場所の確保）
- ・ 怪我・病気及びアレルギーの確認・・・トレセン活動前にチーム指導者・保護者・本人に対し、一の確認を行う。
- ・ ファーストエイドキットの準備…常備し軽度のけがに対する対応や処置が的確にできる。
- ・ 緊急連絡先リストの準備・・・所属チーム、保護者の連絡先を常備し、負傷時や緊急時に速やかに報告する。
- ・

② 期間中対応

- ・ メディカルチェック…集合時にスタッフにて選手の健康状態（怪我、病気、）を確認する。
- ・ 救急対応…応急処置および119番または病院への搬送。また、保護者・所属チーム監督への連絡
- ・ 暴力や暴言、差別等が不要であることは勿論のこと、それらが存在する場合は根絶するよう努める。
- ・ 関わるスタッフは、選手やチームならびに保護者関係において適切な距離感を保ち、公平・公正であること。

JFA.jp メディカルインフォメーション：http://www.jfa.jp/football_family/medical/

トレセンコーチ行動規範

日本サッカーの夢、皆の夢をかなえるために、日々の情熱ある活動に感謝するとともに、サッカーの指導者の模範的存在として、その皆の情熱を不用意な行為・行動・言動等でおとしめることのないよう、以下の行動規範を共有する。

- オープンマインドで学び続け、常に資質の向上に努めること
- 指導者として、さらには、トレセンコーチとして、グッドスタンダードを示すこと。身なり、立ち居振る舞いを含む。
- 注目される存在であることを自覚すること。選手、保護者、指導者からも見られる存在であることを自覚し、責任ある行動をすること。
- 人を選抜、指導する立場であることを自覚すること。自らがどのようなパワーを持ちうるか、どのように見られるかを自覚し、責任ある行動をすること。
- 公私の別を明確にすること。
- 飲酒、喫煙については、自覚を持ち、責任と節度を持った対応をすること。
- 指導や講習会には最高のパフォーマンスが発揮できるよう、良い準備をし、コンディションを整えること。
- サッカー、スポーツの現場における暴力の根絶に率先して努めること（しない、させない、許さない）。
- 社会のルール、モラルに反することの厳禁。パワハラ、セクハラ、差別、ドーピング等薬物不正使用、飲酒運転、窃盗、等。
- 運営費、補助金、助成金等の経理処理に関し、適正な処理、情報開示を行い、決して他の目的に流用や不正を行わないこと。
- SNS の利用に当たっては、個人情報、公的情報等の取扱いに十分に留意すること。
- 選手や関係者を個人としてリスペクトし、その名誉やプライバシーに配慮すること。
- サッカー、スポーツの価値を高めるよう、自ら努めること。